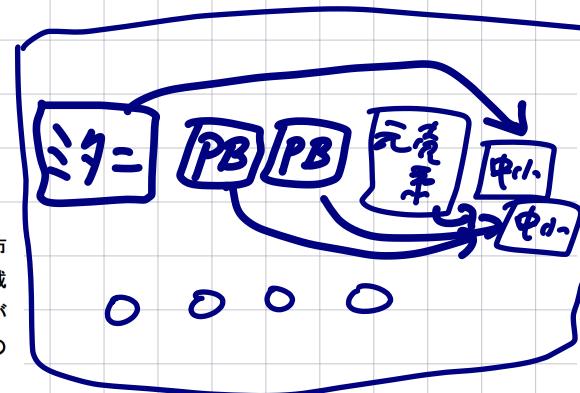
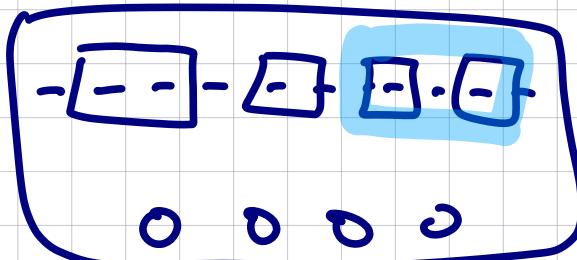


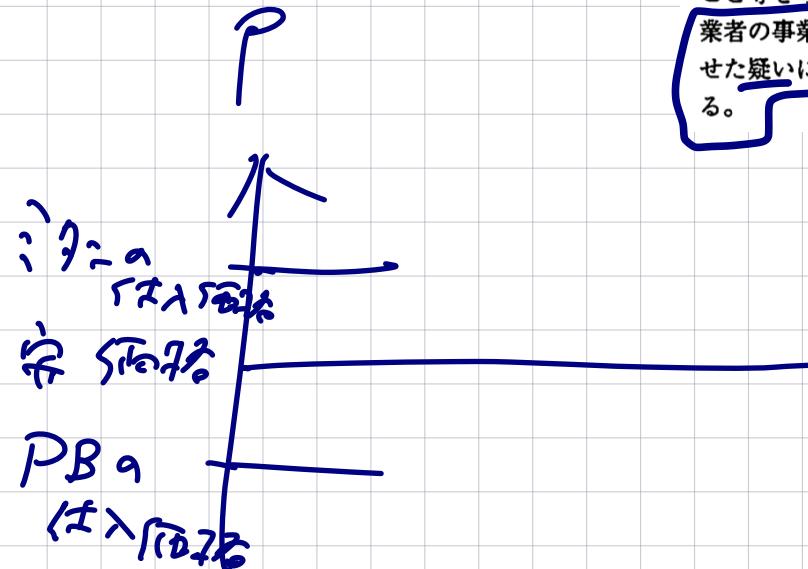
# 因果関係手

また、上記に加え、一般両更クラフト紙の市場規模は縮小傾向であるものの、市場シェアの変動が比較的大きい分野であることをも考慮すれば、上記第5の4記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により 同一斉価格改定がよりやりやすくなるとは言えず、当事会社が他社と協調して一般両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。



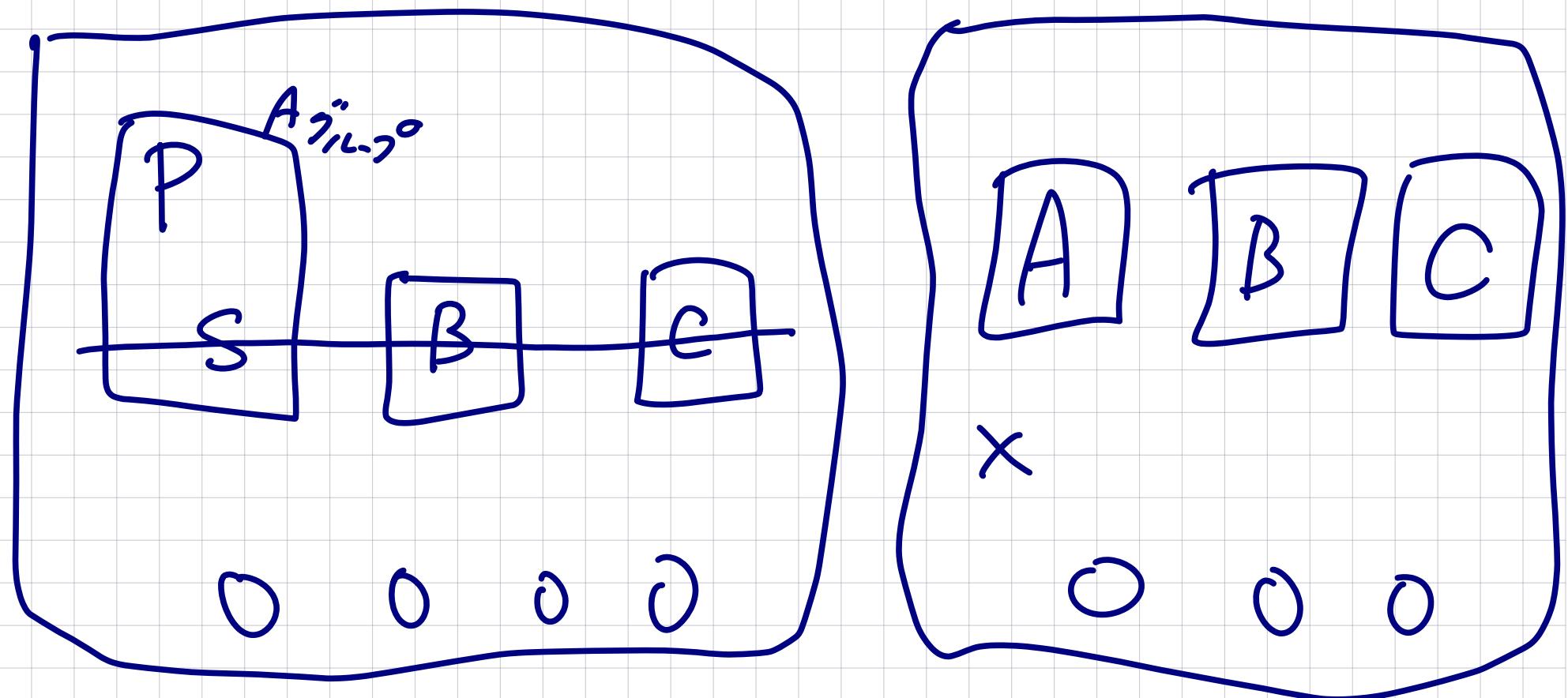
ミタニによる廉売が、独占禁止法第2条第9項第3号の要件を満たすには、当該廉売が「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあるもの」といえるかが問題となる。4市において最大手の石油製品小売業者であるミタニの販売行動が他の事業者に与える影響は大きく、また、当該廉売期間において、ミタニは対前年比でレギュラーガソリンの販売数量を増やしたのに対し、これらに対抗できない周辺の給油所はレギュラーガソリンの販売数量を一定程度減らした。

しかし、ミタニによる当該廉売が行われていた期間において、ほぼ同等の価格でレギュラーガソリン販売している事業者(競合店)が相当数存在し、これらの事業者もまたその販売数量を増やしていたこと、さらに、これらの事業者による他の周辺の給油所への影響も無視できないこと等を考慮すると、ミタニの行為は、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いに留まると認められたものと考えられる。



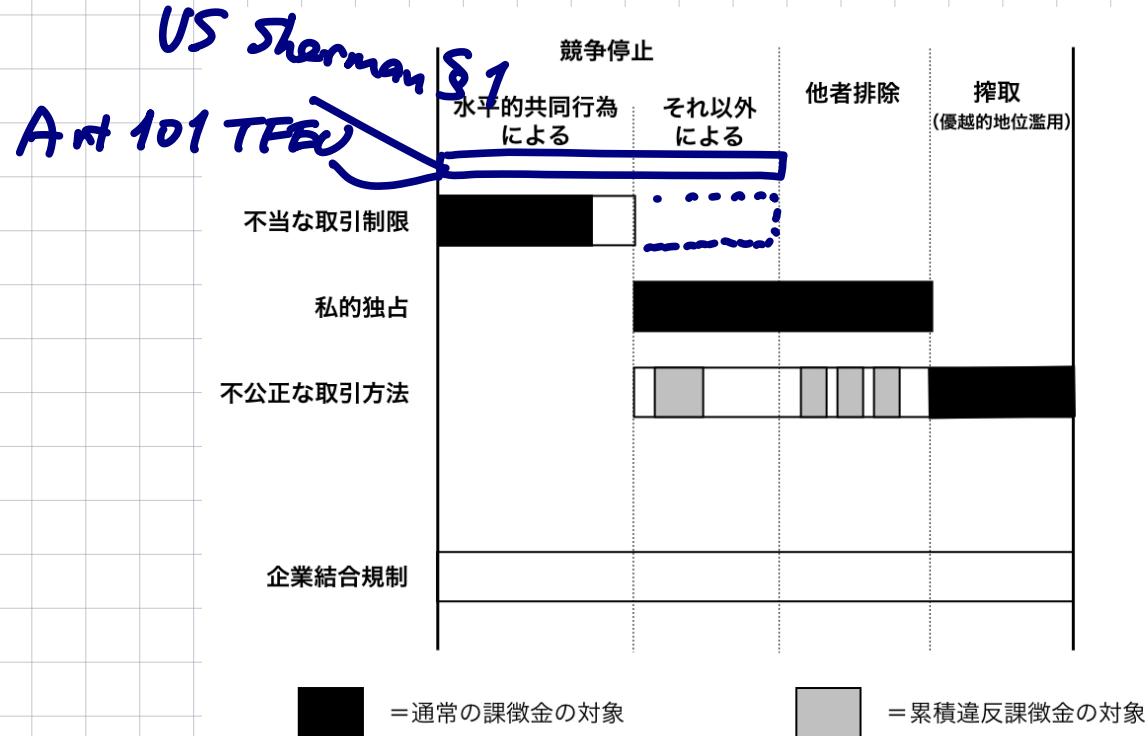
主觀的要素

# 遺伝子の複合体



事業看

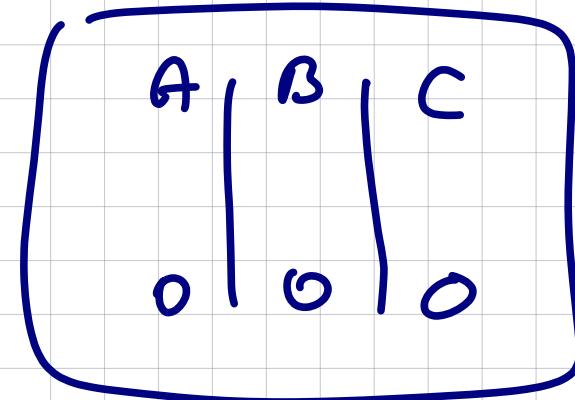
# 日本の違法競争形態



# 不当な取引制限の条文

## 第二条

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、**公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること**をいう。



市営事業の範囲

意圖 a 遊  
紅